

Series 国民年金 7月から年金保険料免除申請の受付を開始します

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

一度申請された方も、原則として
毎年度申請が必要です

国民年金保険料免除承認期間は
7月から翌年6月の1年間です。

国民年金被保険者の方で、平成
30年7月以降の保険料免除を希望
される方は市役所各支所年金窓口
で忘れずに申請してください。

※全額免除・納付猶予該当者で継
続審査を希望した方の申請は不要
です。

※学生の方は学生納付特例の申請
が必要です。

※平成28年12月31日以降に退職し
た方は離職票等を持参すると退職
特例を受けられます。

※障害年金(2級以上) 受給権者
の方、生活保護を受けている方等
は別途免除の手続きが必要です。

将来受け取る年金額への影響は？

免除や納付猶予・学生納付特例
が承認された期間は、その月数に
応じて65歳から受け取る老齢基礎
年金額が減額されてしまいますが、
受給資格期間(年金を受け取る資
格がある期間)には数えられます。

未納の期間は、年金額に反映さ
れないだけでなく、受給資格期間

にも数えられないため、納付が困
難な場合は必ず免除申請を済ませ
ておきましょう。

通常の年金額を受け取るためには？

免除された保険料をあとから納め
ること(追納)により、通常どおりの
年金額を受け取ることができます。

追納できるのは免除該当期間から
10年以内です。たとえば、平成20年
7月分は平成30年7月末が納付期限
となり、過ぎてしまうと納めること
はできません。

また、該当期間から3年度目から
は経過年数に応じて当時の保険料に
一定の加算額が上乗せされます。追
納を希望される場合は、早めの手続
きをおすすめします。

一部免除が承認された場合には、免除後の保険料額が記載
された納付書があらためて送
付されますので、そちらの納
付書にてお支払いください。
また、免除後の一部保険料で
も、期限内に納付がない場合
は、未納期間となりますので
ご注意ください。

▼どう違う？～免除・納付猶予・学特期間と未納期間の扱い～

	老齢基礎年金の 受給資格期間に	老齢基礎年金額に	障害基礎・遺族基礎年 金の受給資格期間に	あとから納めるこ とができる期間
一般免除	○ 入る	△ 減免して反映	○ 入る	10年以内(追納)
納付猶予	○ 入る	× 反映されない	○ 入る	10年以内(追納)
学生特例	○ 入る	× 反映されない	○ 入る	10年以内(追納)
未納	× 入らない	× 反映されない	× 入らない	5年以内(後納)

※追納や後納をするには申込が必要です。また、後納制度は平成30年9月末で終了します。

鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、
早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
8月 9日(木)	午前10時～午後3時	大隅支所別館2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
9月 6日(木)		財部保健福祉センター	財部支所 市民係 ☎ 0986-72-0934

※鹿屋や都城の年金事務所へ直接相談に行かれる方も、Tel 0570-05-1165 へ必ずご予約をお願いします。
予約がない場合は、待ち時間が長くなったり、その日のうちに相談が受けられない場合があります。

Series 税チャンネル 「税を考える週間」作品募集

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

国税庁では、毎年11月11日から11月17日の期間を「税を考える週間」とし、いろいろな広報活動を行っています。曾於市においても、税について関心を深めていただき、税の意義や役割を正しく認識してもらうため、市内の小・中学校の児童生徒および一般市民を対象に硬筆・書道・標語の作品を募集します。

項目	硬筆の部	書道の部	標語の部
応募資格	小学校1・2年生	小学校3～6年生	市内に住所を有する方（中学生以上）
募集課題	・1年生「あなたのぜい、みんなのみらい ささえてる」 ・2年生「ぼくもきのう、買いものに行って しょうひぜいをはらったよ。」 ・3年生「のうぜい」 ・4年生「市税」 ・5年生「税と生活」 ・6年生「電子申告」		・自由 ※税に関するもので、未発表作品に限る。
応募点数	1人1点		1人1点
出品用紙	規定用紙	半紙	高校生以上は官製はがき1枚につき1作品まで。中学生は、応募用紙を使用。
出品方法	作品に学校名、学年、氏名を記入し、各学校で取りまとめて「税を考える週間作品応募」として本庁税務課または各支所地域振興課税務係に提出。		1作品に住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、本庁税務課に提出。中学生は左記と同様により提出。
作品募集期間	平成30年7月20日～9月3日まで		
表彰	・各部門曾於市長賞 ほか6賞（入選数点） ・そお市民祭にて表彰式を挙行。		
その他	応募者全員に参加賞を贈呈します。表彰者については、直接文書にて連絡します。 入賞と入選作品は本庁および各支所で展示し、市報そお12月号で紹介します。 作品は作品展示終了後、返却します。		

7月の納期について

- ☐ 固定資産税 2期
- ☐ 国民健康保険税 2期
- ☐ 介護保険料 2期
- ☐ 後期高齢医療保険料 1期

※口座振替を利用されている方は、7月31日に振替えしますので残高のご確認をお願いします。

作品展示（予定）

- 平成30年11月10日～11日（市民祭会場）
- 平成30年11月12日～16日（本庁ロビー）
- 平成30年11月19日～23日（大隅支所ロビー）
- 平成30年11月26日～30日（財部支所ロビー）